

「美ら島支店」取引規定（2026年7月22日以降に普通預金口座開設のお客さま）

本規定は、お客様が、沖縄銀行美ら島支店（以下「当支店」といいます。）との間で取引を行う場合の取扱いを定めたものです。

お客様が、当支店と取引を行う場合、下記条項の他、別途当行が定める各取引規定が適用されることに同意したものととして取り扱います。

第1条 当支店との取引範囲

1. お客様は、本規定に基づき以下に定める取引をご利用いただけるものとします。
 - （1） 定期預金取引および当該定期預金解約に伴う預入れを目的とする普通預金取引
 - （2） その他当行所定の取引
2. 前項に規定する普通預金取引の口座は、別に定める場合を除き、お客様一人につき一口座とします。また、当支店の口座は事業性口座としては利用できません。
3. 当支店で提供する取引内容、サービス内容、金利、手数料等は当行所定のものとし、当支店以外の当行本支店と異なる場合があります。

第2条 取引の開始

1. 当支店と取引を行うことができるお客様は、原則として以下のいずれにも該当する方とします。
 - （1） 沖縄県外に住民票上の住所を有する日本国籍の方
 - （2） 満18歳以上で運転免許証またはマイナンバーカード（個人カード）をお持ちの方
 - （3） 「外国政府等において重要な地位を占める方（過去において該当する場合も含む）またはその家族」に該当しない方
 - （4） 税務上の居住地区が日本のみであり、居住地国情報に変更が生じた場合は、3か月以内に再提出することについて同意する方
 - （5） 本規定、当行の普通預金規定、通帳不発行普通預金特約、個人情報の取扱い等に関する所定の項目に同意する方
 - （6） おきぎん Smart 利用規定に同意のうえ、おきぎん Smart アプリ（以下「アプリサービス」といいます。）において普通預金口座開設の手続きを行い、当行より承認を得た方
2. 当支店の普通預金口座は、主として当行所定の定期預金の預入れを目的として開設される口座であり、当該定期預金に係る資金の受入れおよび払戻し等、当該定期預金に関連する取引に利用が限定されるものとします。このため、当支店における普通預金取引は、第3条に規定する範囲に限られるものとし、それ以外の取引については取扱いできません。なお、当支店の普通預金口座は総合口座として開設されますが、当支店で取り扱う定期預金は総合口座取引に係る定期預金ではなく、定期預金を担保とする当座貸越取引は利用できません。
3. お客様は、当支店の普通預金口座が通常の普通預金口座とは異なり、第3条および第4条を含む本規定上の利用制限があることを理解し、これに同意したうえで取引を開始するものとします。
4. 当支店の取引を当支店以外の本支店へ変更すること、または当支店以外の本支店から当支店へ取引を変更することはできません。
5. 当支店の取引に係る取引店の変更（他の本支店への移管および他の本支店から当支店への移管）はできません。

第3条 普通預金口座の利用制限

1. 当支店の普通預金口座における取引については、以下のとおり利用を制限します。
 - （1） 現金の払戻しはできません。

- (2) 当支店の普通預金口座における振込取引は、お客様ご本人名義の預金口座との間においてのみ実施できるものとします。
- (3) 本預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れられません。
- (4) 本預金口座は通帳不発行方式とし、通帳発行への切替は不可とします。
- (5) 本預金口座は口座印の届出を省略します。
- (6) 当支店の普通預金口座は、主として当行所定の定期預金の預入れを目的として開設される口座であり、当該定期預金に係る資金の受入れおよび払戻し等、当該定期預金に関連する取引に利用が限定されるものとします。このため、当支店における普通預金取引は、第3条に規定する範囲に限られるものとし、口座振替等の手続きについては不可とします。
- (7) キャッシュカードについては、デザインを「IC 風景」のみとし、PiPuCa カード、デビットカードその他決済機能有するキャッシュカードの申込および利用は不可とします。

第4条 振込取引の制限

1. 当支店の普通預金口座においては、普通預金規定「3.（振込金の受入れ）」を以下のとおり読み替えて適用します。
 - (1) 当支店の預金口座には、お客様ご本人名義の当行口座または他行口座からの為替による振込金に限り受け入れます。当行は、振込通知における振込依頼人の名義が当支店におけるお客様名義と一致する場合には、お客様ご本人名義の口座からの為替による振込金として取り扱います。
 - (2) 当支店の預金口座には、前項の振込金以外は、為替による振込金を受入れません。当行は、前項に該当しない振込金について、振込依頼人へ返却することができるものとします。なお、当該振込金の返却に伴い、振込時に発生した振込手数料は返金されません。このことにより、お客様および第三者に生じた損害について、当行は責任を負いません。
 - (3) お客様は、当支店の預金口座を、第三者からの振込先として指定せず、第三者に対して当該口座の口座番号を振込先として開示しないものとします。お客様がこれを遵守しないため、当行が損害を被った場合、お客様は当行に対してこれを賠償するものとします。
 - (4) 当支店の預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
2. 当支店の普通預金口座からの送金は、おきぎん Smart 利用規定および振込規定等の定めにかかわらず、お客様ご本人名義の当行口座または他行口座への送金に限られます。当行は、送金先の口座名義が当支店におけるお客様名義と一致する場合には、お客様ご本人名義の口座への為替による振込金として取り扱います。このことにより、お客様および第三者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

第5条 当支店との取引方法

1. お客様は、アプリサービスにおいてのみ当支店と取引を行うことができます。なお、当行窓口での取引は不可とし、現金のお預入れについては、当行および当行提携先の金融機関が提供する現金自動預入支払機（現金自動預金機、現金自動支払機を含む。以下「CD・ATM」といいます。）においてのみ行うことができます。
2. 当支店で取り扱う取引の種類・業務等は当行所定のものとし、本規定に定めるもののほかは、各取引にかかる規定に従って取扱われるものとします。ただし、本規定と他の規定の定めが異なるときは、本規定が優先するものとします。

第6条 キャッシュカード

1. 当支店と普通預金取引を開始する際には、当行所定のキャッシュカードを発行し、当行所定の方法にてお届けします。お客様がこのキャッシュカードをお受取りにならなかった場合は、当該キャッシュカードは処分するものとします。この場合、キャッシュカードの交付を希望されるときは、改めて当行所定の手続きにより申込みいただくものとします。
2. キャッシュカードによる現金の払戻しはできません。
3. キャッシュカードは、現金のお預入れその他当行が定める取引に限り利用できるものとします。
4. キャッシュカードの代理人カードは発行いたしません。
5. キャッシュカードはお客様自らの責任をもって管理するものとし、万が一キャッシュカードを紛失した場合には、直ちに当支店へ通知するとともに、当行所定の手続きを行ってください。

第7条 定期預金

お客様は、アプリサービスにおいてのみ、定期預金のお預入れおよび解約等の取引を行うことができます。

第8条 現金の預入れ・払戻し等

1. 当行本支店の窓口での現金のお預入れ・払戻し等を行うことはできません。
2. 現金のお預入れについては、CD・ATMをご利用ください。
3. 現金の払戻しは、行うことができません。

第9条 取引の日付

当行が、アプリサービスによりお客様から取引の依頼を受けた場合は、受付日当日付けにて取扱うことを原則としますが、受付時間によっては翌営業日以降の取扱いとなることがあります。

第10条 取引確認方法

1. 当支店では、アプリサービスの各種取引照会サービスにおいて預金残高、取引入出金明細、取引履歴（以下「取引明細等」といいます。）を一定期間表示することとし、預金通帳・証書の発行はいたしません。
2. お客様は、取引明細等について、アプリサービスを利用して適宜確認し、必要に応じ画面保存するものとします。
3. お客様が取引明細等を書面にて必要とされる場合は、当行所定の方法によりお申込まいただくことにより発行いたします。
なお、この場合、当行は、当行所定の手数料を、あらかじめ通知することなく、当支店にあるお客様の普通預金から引き落とすものとします。

第11条 通知および告知方法

1. 当行からお客様への各種通知および告知は、当行ホームページへの掲示、またはアプリサービス内での通知、届出住所への送付、その他当行が適当と認める方法のいずれかの方法より行われるものとします。
2. 前項に基づく通知が通信事情などの理由により延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなし、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条 取引・サービスの変更

当行は、当支店で取り扱う取引の種類、サービス、金利、手数料等の内容を変更することがあります。その場合は、当行ホームページへの掲示、アプリサービス内での通知、または届出住所への送付いずれかの方法により行われるものとします。

第13条 届出事項の変更等

1. お届けの住所、氏名、電話番号等の当行への届出事項に変更があった場合には、当行所定の方法により、当行に届出るも

のとします。変更の届出は当行の変更処理が完了した後に有効となります。変更処理が完了するまでの間に、お客様に損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。また、届出の前に生じた損害についても、当行は責任を負いません。

2. 届出の住所・氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

第14条 カードの紛失、届出事項の変更等

キャッシュカードを盗難・紛失等により喪失した場合は、直ちに本人から当行へ連絡するとともに、当行所定の手続きを行うものとします。

第15条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、預金者につき補助・保佐・後見が開始された場合、または預金者の補助人・保佐人・後見人につき、補助・保佐・後見の審判が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によりお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当行に届け出て下さい。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判が開始されている場合、または任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当行に届け出て下さい。
4. 前3項までの届出事項に取消または変更などが生じたときにも同様に当行に届出て下さい。前記4項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第16条 CD・ATMの故障や通信機械およびコンピュータ等の障害時の取扱い

1. 停電・故障等により当行のCD・ATMによる取扱いができない場合、または通信機器・回線等の障害等によりアプリサービスによる取引ができない場合であっても、当行本支店窓口における取引の受付および対応はいたしかねます。
2. お客様は、前項の場合において、当該状況が解消されるまでの間、当支店のサービスをご利用いただけないことについてあらかじめ承諾するものとします。
3. 当支店のサービス取扱いに延着、不能等その他の支障が生じた場合であっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条 マル優の取扱い

当支店は、少額預金の利子非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

第18条 証券類の取扱い

1. 当支店は、手形、当座小切手等の発行はいたしません。
2. 各種預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入はいたしません。

第19条 解約等

1. お客様が、当支店における普通預金口座を解約する場合には、当行所定の方法により解約するものとします。なお、キャッシュカードのみの解約やアプリサービスのみの退会はできません。
2. お客様が次の各号いずれか一つにでも該当した場合、当行はお客様に事前に通知することなく、当支店との全ての取引を直ちに解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

- (1) 本規定その他当行が定める各種規定（普通預金規定、おきぎんSmart利用規定、キャッシュカード規定等を含む）に抵触したとき
 - (2) 当行からの通知物をお受取りにならなかったとき
 - (3) 当行に支払うべき諸手数料等の支払いがなかったとき
 - (4) お客様の責に帰すべき事由により当行にお客様の所在が不明になったとき
 - (5) 預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座等の名義人の意思によらず、開設されたことが明らかになったとき
 - (6) 本支店の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - (7) 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - (8) お申込時に虚偽の申告をしたとき
 - (9) 普通預金口座の開設後、初回入金で1年間なかった場合
 - (10) 前各号のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき
3. お客様は、普通預金口座の解約に先立ち、自ら当該口座の預金をお客様名義の他の口座へ振り込むことにより、残高を0円とするものとします。ただし、当該口座の残高が100円未満の場合は、お客様からの指図に基づき、当行が当該振込を実施いたします。なお、この場合の振込手数料は、1回に限り免除します。

第20条 免責事項

- 1. 当行所定の本人確認方法により、本人と認めて取扱いを行った場合は、暗証番号等の偽造、盗用等当行の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、おきぎんSmart利用規定第23条1項に基づく請求を除き、当行は責任を負いません。
- 2. やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因とするアプリサービスでの取引の取扱い遅延またはATM・CDによる払戻し不能、および災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等の事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 3. 公衆電話回線等の通信経路において、盗聴がなされたことにより、お客様の取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 4. 当行が通知物をお客様があらかじめ指定した住所にあてて郵送により通知を行う際に、郵送上の事故等当行の責によらない事由により第三者が通知内容を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 5. お客様が各種届出事項の変更を怠った場合に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第21条 譲渡・質入れ等の禁止

当支店の取引に基づくお客様の権利および預金等を譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

第22条 規定の準用

- 1. 当支店との取引において、本規定に定めのない事項については、おきぎんSmart利用規定、おきぎんSmart定期利用規定、おきぎんキャッシュカードサービス規定、おきぎんICキャッシュカード特約他、当行が定めた各種預金規定および各取引規定等により取扱います。
- 2. 本規定と他の規定の定めが異なるときは、本規定が優先します。

第23条 規定の変更

- 1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、法令の規定に基づき変更するものとします。
- 2. 前項による変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- 3. 前2項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第24条 準拠法・合意管轄

- 1. 当支店との取引の契約準拠法は、日本法とします。
- 2. 当支店との取引に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

< 附則 >

改訂履歴				
No.	日付	改廃区分	運用開始日	内容
1	2026.7.21	新設	2026.7.22	「美ら島支店」(2026 年 7 月 22 日以降に普通預金口座開設のお客さま) 新設